

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員俸給(本給)の月額は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 理事長 | 25,000 円 |
| (2) 副理事長 | 200,000 円 |
| (3) 財務担当理事 | 200,000 円 |
| (4) 常務理事 | 50,000 円 |

第3条 理事および監事は無給とする。

附則

(実施期日)

この規程は平成15年4月1日から実施する。